

## 第 2 回 会 議 議 事 録

1 開催日時 平成24年8月29日（水） 午前10時から12時まで

2 場 所 ルビノ京都堀川 「平安の間」

3 出席委員（33名中26名出席）

青山委員、栗津委員、岩井委員、内川委員、大澤委員、大槻委員、北村代理委員、  
小森委員、初宿委員、菅生代理委員、鈴鹿委員、関委員、田尻委員、辻村委員、野地委員、  
藤井代理委員、細田委員、水野代理委員、宮部委員、向井仲委員、村田委員、森田委員、  
矢野委員、矢吹委員、山条委員、山本委員

### 4 内 容

#### (1) あいさつ

#### (2) 委員紹介

新たに女性当事者を代表として村田委員が就任した旨を事務局から報告

#### (3) 議題1「条例検討の進め方について」

○初宿座長：皆様おはようございます。3月の末に第1回の会議があつてから5ヶ月ということで、今回2回目の会議でございます。今後は1ヶ月に1回程度ということで、なかなか全員お集まりいただくのは難しいかも知れませんが、できるだけ多くの方にご参加いただいで貴重なご意見を賜りたいと思っております。

それでは、次第に従い、議事を進行いたします。

本日の議題は二つとなっています。一つ目の議題はお手元の資料1にありますように「条例検討の進め方について」でございます。前回の会議の時に矢吹委員から提出された意見書の中で、実質的な議論を行うためには、会議の回数を確保すべきである。それから委員以外の府民も含めた部会の設置があるのではないか。あるいはタウンミーティングの開催、工程表の明確化といったご意見を頂戴いたしました。その意見書の内容も踏まえまして、事務局の方から改めて条例検討の進め方について提案をされるということです。

二つ目の議題は「条例の目指す社会（理念）」、これは資料の3でございます。この条例によってどういった京都づくりを目指していくのか、障害者権利条約や障害者基本法、他の都道府県の先行条例等を参考に意見をいただきたいと思っております。

本日の会議は12時までで議題が二つですので、大体11時を目途に少し休憩を挟みまして、休憩前までの1時間弱を一つ目の議題、休憩後に二つ目の議題という形で進めたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは、一つ目の議題の「条例検討の進め方について」ですが、事務局から、資料の説明を簡潔にお願いします。

## (高宮障害者支援課長から資料1、2-1、2-2の説明)

○初宿座長：ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆さんからご意見やご質問等がありましたら、発言をお願いしたいと思います。まず始めに、前回会議で意見書を出していただいた矢吹委員いかがでしょうか、何かご意見ございますでしょうか。

○矢吹委員：前回の意見書に対して深い検討をしていただきましてありがとうございます。意見書は私の名前で提出しましたが、障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会メンバーの意見もたくさん入っておりまして、私個人ということではないので、そのことだけ頭に置いていただければと思います。それで、確かに意見書で提案させていただきました内容がずいぶん反映されているということでもうれしく思います。

いよいよこの中身について、この差別事例の中からの課題といたしますか、現実的な日常生活の差別というものが、どのような条例になれば、よりいい社会になっていくのかというのが非常に重要なことなので、特に理念のひとつひとつの言葉なんかについては、これからも慎重に皆さんの審議がいただければと思います。

○初宿座長：ありがとうございます。突然ご指名して申し訳ございませんでした。それでは他の委員の皆さんからもご意見・ご質問を頂戴したいと思います。どなたかございますでしょうか。

○藤井代理委員：京都弁護士会から派遣されております弁護士の藤井と申します。今日は本来検討委員の民谷弁護士が欠席のため代理で出席させていただきます。

資料4に民谷委員から意見書の方を預かっておりますので、それに基づいて今議題になっている進め方等の関係で意見を述べさせていただきます。資料4の6ページからですが、まず、条例検討会議の進行につきましては、毎月開催で検討部会を設置することで、充実した条例を作ることが可能であるというふうに理解しています。特に当事者の意見を、検討部会を通じて反映させていくということについては、当事者主導という潮流と国の障害者制度改革の方針にも沿うものというふうに理解します。

差別事例についてもこれを出発点として議論を行うというのも現実に即した議論ということで良い方向だというふうに理解しています。

ただ、一方で未だ不明確な部分があるということで、少し皆さんのご意見をいただきたいと意見を出しております。まず、一つ目は検討部会の位置付けですが、「障害当事者団体等が主催する会議」ということになっておりまして、先ほど府の方から会場の確保や事務的なことはしていただけるというお話しはございましたが、この検討会議の中で部会をどのように位置づけるのかということであるとか、2つ目としては、報告を誰が行うのか、どのような形

で会議の議論や条例に反映していくのか、という部分が不明確である点で、少し明確にしていく必要があると。3番目として、中間まとめまでの分野ごとの議論をどういう形で最終の条例の構成・内容の検討等に繋げるかというところの、こういった作業ができるのかと思いますが、この点につきましてもまだ不明確な状況があるということ。それから、タウンミーティングについて開催時期と回数が限られているので、府民の声をどこまで集められるのかという点に疑問があるということです。タウンミーティング自体はできれば差別事例の収集と同時期に行うことで会議の議論に反映させていくというのが望ましいだろうと考えております。時期を早期に行うとか回数を増やすといった形で当事者の声を集めていく必要があるのではないかとこのように考えています。

それから、条例の理念の部分は今後の議論の進め方と関連するところでもありますので、今日の議題になっているわけですが、各分野の検討を前に議論しておく必要がありますし、先行する条例でも目的の前に前文を規定している条例も複数ありますので、資料3に理念のほうが出されていますが、さらに前文なんか先行条例にあることも考えれば、きちっと議論する必要はあるという意見を述べております。

それから、条例の法的効力の検討の必要性ということで、条例の位置づけとして住民と行政との関係だけでなく、住民と民間業者との関係についても適用されることとなりますので、条例の規定が行政法上、民法上いかなる関係になるのかということについて、法律の専門家だけでなく、先行する条例の千葉、さいたまなどの議論を参考にすると必要であると考えています。先行事例の担当者への調査を行うということも必要ではないかと。そういう意味で実際の条例本文の起草プロセスを早期に確定させる必要性、それから効力に関する議論を早い時期に行う必要があるということで、条例の効力を前提に起草について行う必要があるのではないかとこのように意見を申し上げます。

特に、ここからは私個人的な意見でございますが、京都府の条例を作るわけですから、京都府のもっている地理的な特性や文化的な特性、経済的特性などいろいろあり、京都府のどこに住んでおられるかで実際に直面する差別の状況というのも異なってくる場合もある訳ですので、そういった部分を踏まえて、やはり特色ある条例を作るという意味では理念であるのか、そういったものを含めてきちんと議論する必要があるのかなと思います。

検討部会の位置づけについては皆さんのご意見を伺いながら決めていけばよいのではないかと考えております。

○初宿座長：ありがとうございました。今のご意見のうち、条例の理念の問題は本日後半で取り扱います。3番目に言われた法的効力の件というものも重要な問題だとは思いますが、具体的にはもう少し後の時点でということにして、しばらくは各分野での差別事例を具体的に検討していくという方向で進めるということですが、最初に言われた、今後の会議の進め方、検討部会の問題、タウンミーティングの回数について、事務局から考えていることをお聞きしたいと思っております。

○高宮障害者支援課長：検討部会ですが、行政主催の検討会議での議論と、当事者主催・主導での議論という両方を、並行してやっていきたいという観点から、当事者団体が主催する

会議として行ってはどうかと考えています。実施主体、実施責任についても当事者団体の方  
にお願いしたいと思っています。ただ、実際の開催に当たってはなかなか負担もありますので、  
会場の確保、招集、資料の準備、説明というところは京都府も開催に協力したいと考え  
ております。

条例検討会議への報告ですけれど、これについても主催している当事者団体など、参加を  
されている方が報告していただければと考えています。その報告を踏まえてこの検討会議で委  
員の方々に議論していただくということになるかと考えています。

また、中間まとめまでの分野ごとの議論を、いかに最終まとめ、それから条例の内容検討  
につなげるかというところですが、まさに、検討会議で議論を行っていく中で決まっていく、  
定まっていくのではないかと。あらかじめ今の段階で条例構成・内容の検討はこの様になる  
というようなものは決まらないのかと考えます。

タウンミーティングの開催時期、回数ですが、時期は10月から11月位を考えています。  
これもいろいろと準備をしていくことを考えるとそんなに時間はありませんので、さらに早め  
るのは難しいと考えています。回数についてはできれば秋と春に、京都市内と南部・北部で  
実施できればと考えています。それ以上回数を増やすのは、なかなか準備が困難だと考え  
ています。

○初宿座長：確認ですが、タウンミーティングの2回というのは、秋に京都市内とその他の地域  
で別の日程で行い、春も同様に複数回行うということですか。

○高宮障害者支援課長：はい、そのとおりです。

○初宿座長：いまの検討部会を含め、他の方からご意見ございましたらどうぞ。

○内川委員：京都府聴覚障害者協会から来ました内川と申します。京都府からの説明を聞き  
まして、協会の考え方になりますけれど、検討部会は公的な責任でもって行うべきという  
考え方を基本的にもっています。京都府の説明では公的な責任について少し疑問に思います。  
障害当事者団体に任せるということですが、例えば検討部会のメンバーの選出も、全  
部任せるとすることなのか、また、検討部会には障害者がいろんな福祉サービスを使って集ま  
ってくると思うのですが、例えば、盲の方でしたらガイドヘルパー等を使われると思いますの  
で利用料もかかりますし、交通費やそういう配慮をしていただけるのかということもお聞きし  
たいと思います。

○高宮障害者支援課長：我々の考えている検討部会というのは、メンバーを限定して、決  
めて議論していただくというより、検討会議の委員以外の方に幅広く参加いただくというイメ  
ジをしています。幅広く集まっていただいた府民の方に意見をいただいて、そこで集まった意見  
を検討会議で報告いただくというようなイメージです。実行委員会のほうで何度かそのような  
府民の方を集めた会議をされているかと思います。そういう議論をやっていただきたいという  
イメージです。

○初宿座長：その検討部会の中に、この検討会議のメンバーが何人か入るということもあった方  
が良いのではないかというご意見だといいました。

○高宮障害者支援課長：当然、検討会議の委員で参加いただける方には参加いただいて、開催

していただければと思います。先ほどの手話通訳などの情報保障の予算は府では確保できて  
いませんので、費用を負担させていただくのは難しいのが現状です。

○内川委員：内川です。当事者団体に任せて自己負担で集まってくださいという意味とお受けし  
てよろしいですか。

○高宮障害者支援課長：費用の面では自己負担というふうになります。

○初宿座長：府の関わりは、例えば会場を確保するとか当日の必要な資料の準備とかですか。

○高宮障害者支援課長：会場確保などは府で確保し費用を負担したいと思います。

○初宿座長：なかなか今の状況では、会議にお越しいただく方の交通費など全部負担するのは  
難しい状況だということですね。

○宮部委員：親の会協議会ですが、協議会の中では学習会を年に何回か行っています。こ  
れについても勉強会をしたいと考えていますが、講師を派遣していただくことはできるでし  
ょうか。

○初宿座長：検討部会とは別にといいことですね。

○高宮障害者支援課長：求められましたら事務局の方で説明に参ります。このような議論を検  
討会議で行っていますというような説明をさせていただきたいと思えます。

○田尻委員：視覚障害者協会の田尻です。1回目の会議は都合で欠席しております。

まず、事例の件数479に対して「その他」の数が108と、その辺の分析はされていると思  
いますが、各項目で上がっている件数より多く件数が残っています。8項目というのは日程が  
決まっていますので、これ以上増やせないのかも知れませんが、私の思いとしては障害者が  
直面する課題の中で想定される部分です。

そして、1つはこの日曜日に我々実行委員会の方で集会をやりまして、そのときに女性障  
害者の問題がかなり出されました。複合的な差別の問題が出されておりますので、是非、検討  
に値する部分だと思えますのでこれを取りあげていただきたいのと、もう一つは災害の問題が  
ここに入っていないのですが、これについてはどういう整理になったのか。この2点について検  
討あるいはお答えいただきたいと思えます。

それと、先ほどの検討部会・検討会議の件ですけども、基本的には検討会議は京都府が主催  
をし、検討部会も京都府の責任で行うというのが基本だとは思いますが、ただ、これまでの状  
況等いろいろ考えてきまして、我々自身も障害者として3年ほど前からこういった差別禁  
止条例あるいは障害者権利条約というのを意識して取り組みをずっと続けてきました。そ  
の中で、やはり障害を越えて我々が取り組むことの大事さと同時に、一般健全者の方に訴  
えていく必要性というのを強く感じています。ですから基本的には今高宮さんの提案されたよ  
うな実行委員会が主体になっていくべきだろうとは思えます。

ただ、いくつかポイントがありまして、例えばこの検討会議におられる委員の方々が、惜し  
まずに参加していただく。一緒に盛り上げていただくということになれば、検討会議そのもの  
の主催、あるいは検討会議そのものの力で押し上げていく力になるだろうと思えますので、  
それであれば実行委員会がやるべきであろうと思えますし、先ほど提案されました事務局的な  
部分の会場確保とか資料の準備とか時間の設定とかと、そういったところをお手伝いいた

く、事務局機能を実行委員会の事務局と共同でやっていただくような運営の方法がとれるのであれば、これも1つのポイントであると。

それと、もう一つは、分野によっては我々だけで、障害者がしゃべっているだけではなかなか進まないと思います。例えば交通問題、住宅問題等です。そういったときに行政の専門的な人を呼んでくるとか、あるいは民間の人を呼んでくるとかいうふうなことが生じた場合に、検討会議でもそうでしょうか、その費用について緊急に予算化できるのかどうか。この点をお聞きしたいと思います。

○高宮障害者支援課長：最後の点からですが検討部会の事務局を京都府も実行委員会と一緒にやっていくという点について、協力しながら京都府の方もやっていきたいと思います。また、例えば府が外部から講師を呼ぶ場合の謝金については、府の方でも負担できると考えております。

それから女性の問題についても議論をというご意見ですが、これについて昨年募集した事例の中で女性当事者の観点からの事例も、数は多くありませんがいくつかございました。例えば資料2-1の2ページ労働のところに「てんかん発作で意識がないときに、特に女性が職場でセクハラを受ける。」というような事例の提出もございました。事実関係は提出されただけなのでわかりませんが、この様な事例も出されています。今回、女性の当事者委員にもあたらしく村田委員になっていただいていますので、各分野の議論をする中で、併せて女性当事者の問題についても議論いただければと考えています。

それから災害についても議論をということでした。災害が起きた際の障害者に対する支援のあり方というのは、どのような支援をしなければならないかというような、不利益取扱いの条例とは別の議論という気がしますので、条例検討会議ではない場で考えていかなければならないと考えています。

○関委員：知的障害者の代表として、今回資料が遅かったので、できれば早めに仲間の意見とかがも聞いて話し合いをしたいので、また、話もこの場でももう少し進むと思うので、会議の進め方として早めに資料いただければと思います。

○初宿座長：今の点、もっともなところでありますので、全部の資料が間に合うかどうかは別として、事前にお送りするということは可能ですね。

○高宮障害者支援課長：今回、1週間前に送付いたしましたので、もっと早く送付できるように努力します。

○初宿座長：もうすこし早めに、場合によっては全部まとまるまでの間にお送りするというのも考えていただければと思います。

○山本委員：京都精神保健福祉施設協議会から来ました山本と申します。忙しい中、大量の資料などまとめて大変だと思います。ありがとうございます。関委員からもありましたが、資料のほうも大変だと思いますが、この条例の中で考えていくのがやはり「Nothing About Us Without Us 私たちのことを、私たち抜きに決めないで」とあるように、多くの人の意見と当事者の声というのが大事だと思います。このタイトな中でこれだけの資料と幅広い知識が必要なときに、それだけの考える時間が必要となりますので、その当たりのことを考慮してもら

えればありがたいと思います。

ただ一方で、この条例を作るタイミングといつまでという期日があるのも事実で、それを逃すと条例そのものがないのも困ります。その中で、資料1のこの行程が施行のところで止まってしまっているのですが、タイトな中で進めていく場合、いろんな声を上げていくのに、今の段階で私たちの責任として「京都に差別禁止条例ができるんだ」ということを伝えていかなければならない。でもやはり知らない方が、「そんなのが京都でおこっていくの」というのが大半なんです。条例づくりを進める中で広めると同時にやはり多くの声を拾い上げていかなければならない。この工程、この過程で、できるだけ多くの声をいかに入れていくのかというのがすごく大事なことだと思います。また、条例ができて終わりではなく、できた後というのがとても大事かと思えます。工程の中には是非ともですね、出来て完全なものではなく、出来上がったものは不完全なものなんだ、これから成長させていく条例なんだということを前に、条例が浸透していく仕組みであるとか、差別的な事例があがってきたときに検討する委員会というものを作っていくことであるとか、差別ということがわからずに行われているということが事例の中にもたくさん上がっていると思うので、教育の中で府民の中に伝えていくかという仕組みを入れてもらいたい。ですので、工程の以後の部分というのもしっかりとあげていただければありがたいと思っております。

また、私たちがこの様な議論を努力していきたいと思っておりますが、総合福祉法の骨格提言の時もこのようないろいろな話を積み上げていったのに、最終的に覆ったということがあり、私たちは夢や希望が失うような状況です。京都府さんの中ではっきりと「いい条例を作る」と何度も言っていたので、このような事はおこらないと思っておりますが、今後、議会上がっていくときに、ここで話して積み上げていったものが覆らないように、その点おさえていただければと思っております。

それから、先ほど女性のというお話し、重複の話もありましたけれど、制度ですね、これは条例になるんですけど、制度とか法律について成年後見の問題であるとか選挙権の問題とかそういったからみがあると思えます。法律の中でバッシングする問題があると思うんですけど、話し合いの項目の中にこういう法と接触する部分、法律の中で障害がある故に省かれてしまっているようなもの、欠格条項がある。これらが合理的な配慮に適しているのかどうかということを見つめ直すような機会があってもいいのかなというふうに思っています。

先ほど内川委員から、交通、情報の件で意見が出ましたけれど、アクセスの問題は大きいと思えます。それによって会議に参加できずに意見が言えなかったというのは大きな課題だと思っております。予算の問題はあるかと思えますけれど、この会場がどのくらいかかっているのかわからないですが、府庁内の費用のかからない場所で設定するとかして、情報や交通のところに費用を充てるような工夫ができないでしょうか。

○野地委員：京都の家族会の野地ですが、内川委員が言われた、いわゆる検討部会の手話の問題について、課長さんからは事務の援助とか会場の設定とかは協力するけれども、予算がないから手話の問題は当事者グループである検討部会の予算はみられないよという話がありました。権利条約で手話も言語であるということが明確に言われているんですね。だから、今日、

会議するのにこの会館の会場費が必要なように、言うならば会議で発言をするときには手話も言語だということからすれば、この会場費をお支払いするように、同じように位置づけて考えるべきではないかと。問題はその費用の予算という観点ではなくて、基本的に障害者の権利条約がいう手話も言語だということの基本的な認識、理解の問題が根底にしっかりと据わっていないと、こういう予算はちょっともてませんと、でも、この会場費はもっている。委員さんへの報償費はもっている。そこで、是非この点については当事者グループ、障害者団体は、時間とそして労力とハンデがあっても遠いところの会場に集まって会議をするという自助努力をやり、その中で自らの費用も負担し、努力をしているという実態がある一方で、このような条例を作るために当事者による部会の、そういう最低、会場費と合わせて内川さんが言われる手話の費用、これをですわね、予算がないからではなくて言語として必要な取り組みだということ、是非お考えいただきたい。そのために京都府と京都市が一度一緒になってそういう立場から検討していただきたいというふうに私は思います。

- 初宿座長：ありがとうございます。事務局から今の時点で答えいただけることはありますか。
- 高宮障害者支援課長：まず、山本委員のほうからの、条例施行後の条例浸透とか個別事案の解決の仕組みですとか教育の中でどう伝えていくのかという点ですが、まさに今回の条例の中で、共生社会を実現するための推進方策についても議論し盛り込んでいってもらいたいと考えています。条例を作ったから終わりではなく、どのように共生社会を作っていくのかということこそが、重要だと考えていますので、そこもしっかりと盛り込んでいきたいと思っています。

それから、成年後見などの選挙権の問題ですが、今回議論いただくのは条例となりますので、国の法律に抵触する、齟齬があるような内容は盛り込めないということになります。ただ、国に意見や要望を出していくということは出来ますので、そのような議論があれば国に必要な要望をしていきたいと思っています。

野地委員の方からありました情報保障の観点ですが、本日ここで、どのようにすると申し上げられませんが、もう1度考えたいと思いますので、引き取らせてください。

- 初宿座長：ありがとうございました。まだ、いろいろなご意見があるかと思いますが、1時間を過ぎてしまいましたので、ここで第1の議題を終わらせて休憩を挟みたいと思います。ただ今の議題「今後の検討の進め方」につきましては、いただいた様々なご意見を踏まえて進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは5分間休憩し、11時10分から再開したいと思います。

< 休 憩 >

#### (4) 議題2「条例の目指す社会（理念）」について

- 初宿座長：それでは、会議を再開します。二つ目の議題は、「条例の目指す社会（理念）」

ついて」です。次回以降の会議は、先ほどもありましたが、昨年度募集した事例をもとに「障害を理由とした不利益取扱い」等の検討を行って行くわけですが、その際、この条例によってどのような社会を目指すのか、委員の間でイメージをある程度共有しておいた方がよいと思います。

他方、各委員の考える「あるべき社会像」については、簡単に一つに取りまとめられるものではないと思いますので、本日は取りまとめということは考えず、各委員からこの条例によってどのような京都づくりを目指していきたいと考えているのか、ということについてご意見を頂戴するということにしたいと思います。

まずは、事務局から、資料の説明を簡潔にお願いします。

### （高宮障害者支援課長から資料3の説明）

○初宿座長：ありがとうございます。それでは、今もございましたように、今後作られるべき条例によって、どのような京都づくりを目指していきたいと考えるのかということについて、しばらく各委員から幅広くご意見を頂戴したいと思います。

○細田委員：個別的な事例に基づいて議論される時にも言いたいと思いますが、せっかくの機会ですので申し上げたいと思います。

精神障害者の立場ですが、精神病院である程度病気が沈静化して直っていると、寛解状態にもかかわらず退院できず、病院での暮らしを強いられているという社会的入院が問題になっています。社会的入院の人たちがなぜ退院できないのかと言う課題を捉えてみた場合、やはり地域社会に受け入れる施設・制度、そういうものがないというのが大きな原因となっています。当然憲法が人間らしく生きていく権利を保障している訳ですが、それを阻害してしまう地域制度、地域社会があるという現実がやっぱりあると思うんです。予算がたくさんない段階で、すべて充実させるということが無理だということは重々承知しているんですが、やはりグループホームだとかそういうものをですね、作れるように国のほうに要望していくということも、この条例の中に盛り込んでいかなければ、精神障害者が、病気が寛解しているにもかかわらず、地域社会でいきいきとして生きていく、暮らしていける社会が実現できないと思って、やはりそういうことが、僕は大きな問題として残されているんじゃないかと思えますので、是非条例の中には盛り込んでいただきたいなと思います。

○矢吹委員：座長のほうから、今日は結論ではなく自由に議論をということなんで、非常に安心しながら話したいと思います。先ほど、休憩前に課長さんがおっしゃった中で、ちょっと確認しておきたいと思ったことが、例えば成年後見制度とか、法律と条例との棲み分けとか、例えば虐待とか施設の問題とか、この差別事例の中にほとんど施設関係の声は聞いていない。その分野は法律で考えることで条例ではないんですといった意味のお答えだったと思います。その点がとっても気になるんですが、社会の一員としてという最初の理念の冒頭に

ある文章の中にも、果たして施設の中の人たちが社会の一員というような意識づけがあるかどうかという疑問も含めて、もう少しこの法律と条例との棲み分けというようなことを、どなたか専門家の方からも最初に教えていただければ、発言がしやすいのかなと思ったりします。

文章の理念については、これからになると思いますが、個人的には、熊本の条例の前文が比較的近い表現なのかなと思っています。京都のいま考えられているタイトルでいうと、とてもきれいなおだやかなものだというふうに思うんですが、なかなかここには、尊重し合うと言いながらも個人個人の対等性とか、自由とかあるいは誇りとか、一人一人の障害者も含めた、もっと存在感というか、この社会の中で本当に自分ら認められて生きていくんだという、もう少し力強さがここには足りない。逆に障害者は、なんかこう、ここでじっとしていてくれたら安心して暮らせるんだから、ここにいなさいと、みたいなイメージのほうがちょっと強いなという感じを今持っているところです。

○藤井代理委員：いただいた理念、3点ふれられていますが、一般的に法律的にいうと「人権」「権利」「差別」とかの用語があります。そのあたりの言葉を入れていないのは、何か理由があるのか、気になったので確認させていただきたい。

○高宮障害者支援課長：今の、人権、権利、差別という用語がないのは特段理由があつてというわけではありません。事務局の方で提案している3点の内容は障害者基本法の内容を基に書いています。

○初宿座長：具体的に条例の第1条とか前文とかをつくる段階で、いまの問題をさらにつめていくべきものと思います。

○関委員：障害のある人もない人も分け隔てなくということであれば、尊重とかいうのは今までとあまり変わらないというか、出来れば障害のある人とない人の共存をしていけるような条例というか、理念を考えていきたいと思っているのですけれど、そうすると尊重とか一員とかだと、また別々の形になっていくような気がするので、そこらへんをもうちょっと考えていただければと思っています。

○初宿座長：今の点は、恐らく障害者基本法は続きの文章になっていて「分け隔てられることなく相互に尊重し合いながら」と、そう言っていますが、これを三つに分けてばらばらにするとか今のご意見のようなことが出てくるのでしょうか、実際にはもうちょっとまとまった形の文章に仕上がっていくのだと思います。貴重なご意見としてお伺いしました。

○栗津委員：きょうされんの栗津と申します。今回取り組んでいるのは、障害のある人たちにとって住みやすいということで、社会的不利益の部分は差別という文言で表されていると思いますが、女性の障害者であったり、国籍の問題など、差別に関わる部分では様々な障害以外にも要素があると思います。その中で、障害があることよっての差別に特化しているわけですが、府として差別をなくしていくということであれば、障害分野からの発信ではありますが、より幅広い地域社会の中でのあらゆる差別をなくすというのが、大前提として理念としているのかなと思います。

目指していく2つめの○印をみた感想になりますが、障害のある人ない人たちという対立ではないですが、区分けがあつて、その中でお互いに理解したり尊重したりという、少し局所

的といてきうか矮小化された印わいしょうか いんしょう象うをすごく受けるので、一般いっぱんの人たちの差ひと別さべつをもなくしていくといなかう中なかで、そういおったことはいけいが起おこる背お景おであしゃかいてきったり、それしょうへきを起おこしている社お会的な障お壁おといおうか、そういおうことじたい自体もなくしていおって、そういおう地ちいき域しゃかい社きょうとふ会きょうとふ、京お都お府おをつおくらねばならおないといおう、そういおうニおュおアおンおスおがやおはりいおるのおではなおいかと思おうので、個お別おの事お例おを解お決おしていおくといおうのはすおごく大お事おと思おいますおが、もおう少おし大おきおな目お指おすべおき社お会おといおったことおも前お段お、前お文おに入おるのおかもわおからおないが、あおればいおいなといおう感お想おです。

○初お宿お座お長お：今おのは、ちおよおつと大おきおな話おですおが、恐おらくこおの条お例おは様お々おな差お別お、不お平お等おといおったものおの中おで、特おに障お害おといおうことおに特お化おした、そういおう条お例おづおくりかおと思おいます。もおちおろおん他おの様お々おな差お別おの問お題おはあおるわおけおですおけど、それおはまおた別おの話おといおうか、そういおう中おの一おつおの問お題おが障お害お者おの問お題おだといおうことおは、それおは確おかにそおのとおりだおと思おいますおが、条お例おの文お章おづおくりの中おで、今おの点おをどおう生おかおしていおくかおは、個お人お的おには、なおかなおか難おいおい問お題おのよおうなお気おがしおておおりますお。だおかおら、先おほおどの女お性おの問お題おも、女お性おであおるといおうことおでなおくて、女お性おでかおつ障お害おをお持おちおの方おの問お題おといおうそおの限おりおで、こおの条お例おとおの関お係おが問お題おになおる。こおういおう考おえ方おだおと思おいます。今お後お、条お例おの中おで今おの点おをどおういおう文お章おにしおていおくのか、私おたおちおのまおとまおった意お見おを尊お重おしおていおただおいおて、府おのほおうでどおのよおうな文お章おにしおていおくか、そおういおう段お階おの問お題おです。重お要おな点おですおがこおの条お例おとおの関お係おでどおういおかおしていおくかおはなおかなおか難おいおい点おがあおるといおうお気おが、個お人お的おにはしおておおります。

先おほおど、法お律おと条お例おの話おがお出おておおりまおしたおが、こおれおはなおかなおか難おいおい問お題おだおと思おいます。「棲おみお分おけ」といおうことおを言おわれまおしたおが、例おえおば選お挙お権おであおるとか、成お年お後お見おだおとおかおいおった問お題おは、条お例おレおベルおでは法お律おと違おう何おかおを作おっていおくといおうのは、今おの国おの仕お組おみおの中おではなおかなおか難おいおい問お題おがあおりますお。憲お法おと法お律おと条お例おの関お係おといおうのは、いおつも大お学おの授お業おの中おでもお出おてきおますおが、特おに条お例おと法お律おの関お係おは、ごお存おじおのとおり、条お例おは「法お律おの範お圍お内おで制お定おできおる」といおう憲お法お上おの枠おがあおるので、基お本お的おには条お例おは法お律おを乗おり越おえることおがでおきおないといおう一お番お大おきおな問お題おがあおりますお。法お律おが決おめていおないところおでは、条お例おがあおる程お度お自お由おにつおくれまおすおが、こおの今おの障お害おの問お題おにおしておも、来お年おの春おに予お定おされおている国おの法お律おがどおういおう形おになおっていおくかといおうことおがあおりますおので、そおの法お律おとおの関お係おといおうのが最お終お的おな問お題おになおっておくおだおらおうおと思おいます。機お会おがあおれば、まおたそおういおう点おにつおいては、どおなたおかおにお話おいおただおくよおうな機お会おもあおり得おるかおと思おいます。

今おまおでのとおころおで、事お務お局おかおらおご回お答おできおる部お分おがあおれば、一お旦おおお願おいおしおます。

○高お宮お障お害お者お支お援お課お長お：いおただおいおたご意お見おを踏おまおえおなおがおら、次お回お以お降お検お討おしておいおただおけおればと考おえおていおますおが、いおくつおか申おし上おげおますと、細お田お委お員おかおらおグおルおーおプおホおーおムおなおどおの地お域お移お行おの関お係おにつおいてご意お見おがおざおいおまおしたお。国おのほおうおでも、京お都お府おでも精お神お科お病お院おかおらおの地お域お移お行おの推お進おといおうのを取おり組おんおでいおます。そおのお際おには当お然お受おけお皿おとおなる地お域お、グおルおーおプおホおーおムおをお含おめおた住おまいおの整お備おも取おり組おんおでいおっておるとおころおで、予お算おの確お保おにつおいては国おに要お望おしおなおがおらお進おめおていおきたいおと考おえおていおます。

栗お津お委お員おの言おわれおた障お害お以お外おの差お別おの問お題おにつおいては、今お回おは障お害おによおる不お利お益おな取お扱おいといおうものにつおいての条お例おになおると考おえおていおますおが、そおの中おで、どおのよおうな社お会おを作おって

いくかというところで、どのように書いていくかは考えたいと思います。  
成年後見のところは法制度で決まっているものに反する内容を、条例でというのはなかなか難しいので、必要があれば国にその制度を変えて欲しいというような要望をしていくことが地方のできるることなのかなと考えています。

○初宿座長：今までの様々なご意見と事務局からの発言、またその他の部分を含めて、いかがでしょうか。

○小森委員：差別というのは多分、分からないうちにしていることが多いと思います。何度も言っ  
て申し訳ないと思いますが、京都府が前にケアマネジメント従事者研修を商工会議所を使って開催した時に、会議室が階段の下にあったという話をしたと思います。障害者が参加し、そういった場所だったため、なかなか行くのに困難で、トイレもなくて、トイレはどうしろと言われたかといえば、外に出て行ってくれと言われたことに対して、当時の課長さんに抗議したんです。「これは差別です」と言ったんですが、「ちゃんとこっちで助けているから差別ではない」みたいなこと平気で言うんですね。

僕は一つは、これは、障害者の人たちが差別を受けてくやしい思いをしてきて、本当に涙を流しながら、「こんちくしょう」と生きてきた人たちが、この条例ができて、自分たちのことが、今度は差別のないような社会に京都がなっていくということであれば、やっぱり言葉の力って強いと思うので、イメージとしては、誰もが「差別」という言葉を出されるというのは良くないかもしれないが、やっぱり今までそういうことを受けてきた人間にとっては、「差別」という言葉をしっかり出してもらって、やっぱり障害者の差別をなくす条例だということをしかり明確にしてもらって、そして誰もがそういうところから、差別というものをわからずに使っていることが、しっかり認識していってもらっても、やっぱり障害者の差別を禁止するというをしかり出してほしいと思う。

それと障害のある人もない人もと書かれているが、なぜない人がここに出てくるのかが全然分からないです。ない人は社会の一員として安心して暮らせてないならそうだが、ない人がこの言葉に入ってきている意味がよく分からなくて、やっぱりこういう文章とか言葉の力というのは強いと思うのと、差別というのは、している人というのは実感がないと思うんですね。今度、差別禁止法の中でも直接差別、間接差別とか色々出てくるんですが、なかなか差別というのはどこまでが差別でというのが、今後たぶんいろんな議論していく中で出てくるんですが、わからずにやっているということをしかりと障害者の差別を禁止するということをしかり伝えていくためにも、こういう文章でのことも踏まえて是非考えていきたいなと思います。

○宮部委員：今の話、大事なことだと思います。やっぱり障害があるがゆえに差別を受けたり、変な目で見られたり、いろんなつらい思いをしているわけですね。文書を見るとほんとにきれいな事にしかみえなくて、やっぱり障害があるがゆえに差別を受けるんだから、差別をなくしていきたいというメッセージというものを、やっぱり強く出していただきたいという気がします。

○矢吹委員：小森さんのおっしゃったことと若干関連しますが、いわゆる障害のない人という

イメージが何なのかということが私には分かっていない。健全者なのかというと、どうもそうではないということが、なんかひっかかっている、先ほど粟津委員からも出たように、差別というものあるいは障害というものをどこまで拡大するんだというような話もちよっとあったと思いますが、障害の定義というものと障害のある人となない人の表現ということが、微妙に違うし、私たちのなかでは、もっと明確に障害のある人ということが何なのかということが求められないと、この条例の意味自体がなくなってしまうんじゃないかと思っています。

たとえば話で申し訳ないが、昔、新潟地震というものを東北にいたときに経験したわけですが、地震がこわかった、あっちの言葉で「おっかなかった」と言うわけですが、ある健全者の方が、「矢吹さんたち障害者だけじゃなくて、我々も怖かったですよ」と言うんですね。そのとき、すごく違和感を感じまして。歩ける人の怖さと私たち歩けない者、自分の力では絶対に逃げ出せない私たちの怖さというのと、はたして同じなんだろうか。ここで健全者も障害者も同じなんだとして「も」でつながれたときに、はたしてどうなんだろうというのは、すごい様々な事例の中で感じることです。ですから、わざわざこの障害者の差別を少しでもなくそうと、これだけ事例をたくさん集めていただいて、この中の問題点を明らかにしてやっていこうというときに、障害のある人もない人もみんな同じで尊重しあってというような流れでいくと、とっても不安な気持ちにさせられる。それじゃあ今と同じじゃないかということもあって、差別という実態をもっと皆さんに深刻に捉えていただきたい。毎日毎日日常的に行われていることの、ごくごく一部の事例であって、ときおり思い出したように行われることではなくて、つい先日もバスの乗車を拒否された、あるいは地下鉄のホームに柵がないためにホームから落ちてけがをした、亡くなった、いろんなその日常的な事例がたくさんあるわけで、そのへんを、条例一つですべてが解決するというそんなことは思っていないにしても皆さんに深く広くこの障害というものを理解してもらうには、もう少し印象の強い、もっとみんなで差別をなくしていこうという表現というか中身がないと難しいのかなというふうに思っています。

○青山委員：自閉症協会の青山です。われわれの目指す社会、理念についてということで、いま話があったんですけど、私自身、障害をカテゴリーに分けたりすることが個人的にあまり好きではないんですが、あえて自閉症と発達障害という観点で話をさせていただくと、少し前のニュースでもあったんですが、大阪維新の会が発達障害についての記述で、親の子育てに影響があって後天的に出るものだという認識とか、発達障害、特に高機能の障害に関しては、まだまだ各都道府県でも行政的に理解が得られてないというところもたくさんありまして、障害のある人、ない人というところでの話が今出てきましたが、個人的な考えですが、ある人もない人もあるけど、本人が気づいてない方とかいろんなパターンがあると思います。

京都府としてどういう条例をつくっていくべきかということに関してですが、やはりそれぞれの立場、ここにお集まりの委員の方を含めて様々な立場の方がお互い理解し合えとか、寄り添って互いのことを考えられるような、そういう文言というか、条例に反映されていって、最終的に山本委員もおっしゃっていますが、できたあと、それが本当に京都府民に魅力的に写るような条例であったりとか、また、他の都道府県から京都府はすばらしい条例をつくったん

だなどというようなモデルになるような、そういう魅力のあるものが作って行けたらなというのが、目的となればすてきだと、そういうふうに思います。

○野地委員：今論議されていることを一言で言えば「みんなちがって、みんな一緒」という言葉で私は説明できると思うんです。この言葉は、障害者の権利条約をわかりやすく説明する本の題名です。「みんなちがって、みんな一緒」という言葉の持っている意味を正しく理解するとするならば、障害者や障害者でない人と区分け中で物事を理解せず、人間として、人として「みんなちがって、みんな一緒やねえ」ということが、みんなの意識としてどう共有するかという問題を、この表題は提示している。

2点目に言いたいのは、なぜこの様に障害者団体や障害者が多数参加してこのような会議を作っているか。この会議には様々な立場の方々が参加されている。経営者の立場、企業の立場、団体の立場、市町村会の立場あらゆる方々がおられる。そして障害者も参加している。つまり、こういう形で会議が出来るようになったこと自体が、実は大きな社会的な転換の時期に来ているんだという認識を共有して欲しいと思っています。そのことは障害者の権利条約を平成7年に高村外相が署名して、日本はまだ批准はしてないけれど、近く批准を控えているということを考えたときに「みんなちがって、みんな一緒」のような社会になるようにしていこうということで、条例をつくるんだということだと思います。そういう意味でこの転換期のときに大事なことは、今まで障害者はマイノリティーであったと、つまり少数派に位置づけられている限り、常に声も出なかったし、苦しみも表現できなかったし、自らの生きる権利も表現できなかったという長い歴史の中で障害者が今まで歩んできた。その中で国際的に障害者の権利条約ができ、今この議論が出来ている。そうするとこの条例が作られることと、国の法律、条約ということになれば、今座長が言われたことですが、障害者の権利条約が批准されたときに、憲法の次に条約が位置づけられて、その基に各個別法が置かれているという法形態になります。そのときに権利条約は明確に日本の国内法の中に差別や偏見があるような法律・条例は指摘をするという監視条項がすわっているわけですね。そのときに京都府の条例そのものは個別法に差別的なものがあつたら国際的に指弾を受けるようになるという意味を考えたときに、そういう権利条約を見据えてどのようにすばらしい条例を作るか、ということの努力をしているんだという認識を、個別の問題の以前にできればそれぞれの立場だけれども、共有をしていただくように、そしてご理解いただくようにすることもある意味では検討会議としての共通の課題ではないかというように思います。

○向井仲委員：京都経営者協会と申します。京都の企業さんがお集まりになって、主に企業経営と働く人についての研究課題で勉強会を行っている団体です。

障害者の特に労働あるいは雇用という問題については、障害をお持ちの方からみれば良くも悪くも1つの大きな障壁という見方をされているケースが多いのかなというふうに思っております。もちろん企業により、経営者により理解の深い形を取り組んでおられる企業、経営者の方もおられます。そういう立場です。多少皆さん方の癪に障るような言い方をしてしまつたらお許しいただきたいと思っております。

話が出ておりますように、条例そのものを作ることも難しいですし、どこまで盛り込むか

ということは大変難しいと思います。というのが条例を作ることではなく、盛り込まれた条例を実現する社会をどう作るかということが問題でして、変に、あるべき論とか理想的にこうなんだ、こうあるべきだということを、全部盛り込むのいいのかどうかということについて、現実の社会がどう理解して受け入れるかということを、ある程度想定した条例でなければせっかく作っても魂入らずということは往々にしてあると、危惧をしています。

それで先ほどお話しがありましたように、障害をお持ちの方とない方というのを、何をどう平等に扱うのかということがすごく気になります。人間性ということにおいては議論する余地もなく当然と思うのですが、例えば地域でも社会全体でも、あるいは企業に入られ、働くという立場でいくと、そこにはやはり能力の差とか生産性の差とか、これは絶対的にといていくらい最後まで本人にはつきまとう。そのことを承知で企業はその人を受け入れるということですので、人間が本来持つ人間性、権利というものと、障害者の方がケースバイケースで、その場その場で周りがどのように評価せざるを得ないかということは、少し切り離して考えていただいた方が、結果として生きた条例になるような気がしております。

私も実は「障害のある人もない人も」というフレーズには最初から疑問があつたんですが、私自身としては京都府さんのご説明にもありますし、いろんな委員の説明の中にあります「共生社会」ということであつたり、障害者の方をあえて差別しない公平性とか平等性とか、あるいはこれは周りの障害のない人達の問題なんだということを広く盛り込むということにおいて、これを併記されたのかなと思うのですが、先ほどから申されてますとおり障害のある方とない方とは、やはり、ここからご勘弁いただきたいのですが、一線を引くべきだと、違いが出てくるんだということを前提として認識した上で、障害を持つ方々をどのように社会が受け入れられるかというふうにと考えないと、議論が空転して、きれい事の条例が出来てもほとんどなにも動かない恐れがあるという心配をしています。

企業が障害者を雇用している、働いていただいている。いろんな理由があるのですが、最近皆さん方もCSRということ聞かれると思います。企業はCSRつまり企業の社会的責任の一貫として障害者を雇用しているというふうによく言われまして、そのことは事実であつて否定しなくてもいいと思います。もちろんそれ以外の理由によって働いていただいている企業もあります。実は、CSRというのは「社会的責任」という意味合いの時代は少し過去のものになりまして、企業のCSRというのは地域や社会に融合する。ある意味では受け入れてもらふような姿になるというような意味を持ちつつあります。すると、障害を持つ方を雇用する、働いてもらうということに置き換えますと、障害の方だからいろんな制約の中で働いてもらうように設定していくということから、下手をすると平等の権利であるのなら、生産性の問題では同様の義務をどう考えるのかということが企業ではすごく問題になってきています。そうするとそこにやはり大きな問題が新たに浮かんできてくるということになりかねませんので、企業の採用担当者、人事が今一番悩んでいるのは、障害の程度によりますが、一般社員と同様に働く社員として平等の評価基準を当てはめていくべきなのか、全く別の基準作りを適合しなければいけないのではないかと、そのところをかなり企業なりに悩んでいる。ということがございます。とやかく言っても始まりませんが、私としては平等とかそのとこ

ろをきちっと整理して、例えば権利条例が進めば進むほど現実の社会では義務を合わせて負荷していくのではないかということも、企業においては懸念しているということもありますので、その辺りを含めてあるべき姿、あるいはこれが良かろうとか、こうあるべきだということでもって条例の中身を詰めていくときに、現実の社会とのギャップということもやはり冷静に判断した上で、内容を作っていくべきではないかというような考えを持たせていただいております。

○初宿座長：ありがとうございました。まだご意見あおりだと思っておりますが、出ました様々なご意見は、最終的な条例の文言をどうするかという問題にも密接に結びついたご意見が多かったと思っております。今日はとりまとめということはずに、とりあえず皆さんのご意見をお聞きしたというところで止めさせていただきます。

既に12時を過ぎておりますので、まだご意見はあろうかと思っておりますが、本日の意見交換は閉じさせていただきます、本日いただいたご意見を念頭におきながら、次回以降の検討に生かしていきたいと思っております。

時間も超過しておりますので、ここで本日の議事を終了させていただきます。